

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号
特開2001-283098
(P2001-283098A)

(43) 公開日 平成13年10月12日 (2001. 10. 12)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード*(参考)
G 0 6 F 17/60	3 2 6 5 0 4	G 0 6 F 17/60	3 2 6 5 0 4

審査請求 有 請求項の数16 書面 (全 10 頁)

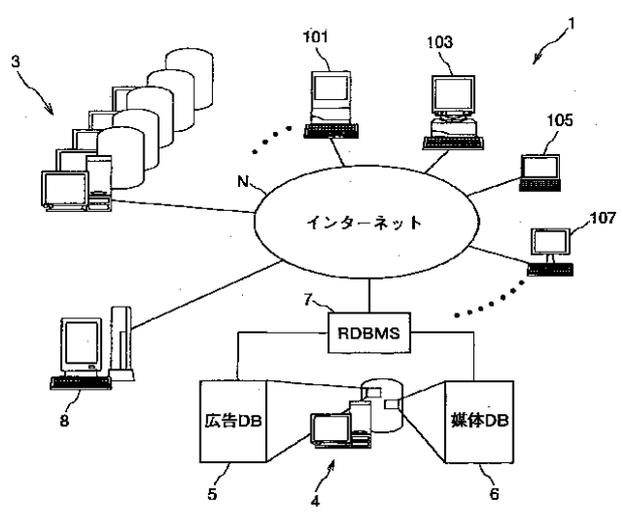
(21) 出願番号	特願2000-136481(P2000-136481)	(71) 出願人	500084773 株式会社オン・ザ・エッジ 東京都渋谷区渋谷3丁目3番地5号 モリ ビル4階
(22) 出願日	平成12年3月31日(2000. 3. 31)	(72) 発明者	堀江 貴文 東京都渋谷区渋谷3-3-5 株式会社オ ン・ザ・エッジ内
		(74) 代理人	100104396 弁理士 新井 信昭
		Fターム(参考)	5B049 AA02 BB49 CC02 DD01 EE00 FF03 GG02 GG04 GG07

(54) 【発明の名称】 インターネットを用いた広告システム及び広告方法

(57) 【要約】

【課題】 閲覧者に対して新たな情報を与える媒体として利用する。

【解決手段】 閲覧者が指定した識別子に対応するファイルにアクセス不能の場合に、当該アクセス不能を示すエラー画面を利用し、その上に広告を掲載する。これによって、エラー画面を情報媒体として利用することができる。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 インターネットに接続された閲覧者端末と、

前記閲覧者端末を操作する閲覧者が指定した識別子に対応するファイルにアクセス不能の場合に、当該アクセス不能を示すエラー画面を当該閲覧者端末の端末画面上に表示するためのエラー情報を、当該閲覧者端末に配信するためのエラー表示手段と、

前記エラー情報に基づいて前記端末画面上にエラー画面が表示される際に、当該エラー画面上に広告を掲載するための広告情報を、当該エラー情報に含まれるリンク情報に基づく要求に応じて当該閲覧者端末に配信するための広告掲載手段と、を含むことを特徴とするインターネット広告システム。

【請求項2】 前記広告情報に基づく広告がインタラクティブ操作可能になっており、

閲覧者が操作する前記閲覧者端末によって前記広告情報に入力されたレスポンス情報が、前記広告掲載手段及び/又は当該広告情報の広告主が指定する情報管理手段に送信されるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載したインターネット広告システム。

【請求項3】 前記広告掲載手段にはエラー情報とリンクする複数の広告情報アドレスが設けられ、前記広告掲載手段が、前記複数の広告情報アドレスの各々に同時に又は時差をもって広告情報が配信されるように構成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載したインターネット広告システム。

【請求項4】 前記広告情報が、HTTP(Hyper Text Transfer Protocol)によって配信可能なファイル形式であることを特徴とする請求項1乃至3の何れかに記載したインターネット広告システム。

【請求項5】 前記広告情報が、前記広告主が操作する広告主端末から前記広告掲載手段へ配信されるように構成されていることを特徴とする請求項1乃至4の何れかに記載したインターネット広告システム。

【請求項6】 前記レスポンス情報が入力されたときに、当該入力されたレスポンス情報に応じた従量的課金を行うための課金手段を含むことを特徴とする請求項2乃至5の何れかに記載したインターネット広告システム。

【請求項7】 前記レスポンス情報が、前記広告情報へのクリック回数又は前記広告情報が有するフォームへの記入回数であることを特徴とする請求項2乃至5の何れかに記載したインターネット広告システム。

【請求項8】 前記広告掲載手段が、前記クリック回数又は前記フォームへの記入回数が予め設定した設定回数に到達した後に前記広告情報の掲載を停止するように構成されていることを特徴とする請求項7に記載したインターネット広告システム。

【請求項9】 インターネットに接続された閲覧者端末を操作する閲覧者が指定した識別子に対応するファイルにアクセス不能の場合に、当該アクセス不能を示すエラー画面を当該閲覧者端末の端末画面上に表示するためのエラー情報を、当該閲覧者端末に配信するエラー表示段階と、

前記エラー情報に基づいて前記端末画面上にエラー画面が表示される際に、当該エラー画面上に広告を掲載するための広告情報を、当該エラー情報に含まれるリンク情報に基づく要求に応じて当該閲覧者端末に配信する広告掲載段階と、を含むことを特徴とするインターネット広告方法。

【請求項10】 前記広告情報に基づく広告がインタラクティブ操作可能になっており、

閲覧者が操作する前記閲覧者端末によって前記広告情報に入力されたレスポンス情報を、前記広告掲載手段及び/又は当該広告情報の広告主が指定する情報管理手段に送信するレスポンス段階を、備えていることを特徴とする請求項9に記載したインターネット広告方法。

【請求項11】 前記広告掲載手段にはエラー情報とリンクする複数の広告情報アドレスが設けられており、前記広告掲載手段が、前記複数の広告情報アドレスの各々に同時に又は時差をもって広告情報が配信される段階を備えていることを特徴とする請求項9又は10に記載したインターネット広告方法。

【請求項12】 前記広告情報が、HTTP(Hyper Text Transfer Protocol)によって配信可能なファイル形式であることを特徴とする請求項9乃至11の何れかに記載したインターネット広告方法。

【請求項13】 前記広告情報が、前記広告主が操作する広告主端末から前記広告掲載手段へ配信される段階を備えていることを特徴とする請求項9乃至12の何れかに記載したインターネット広告方法。

【請求項14】 前記レスポンス情報が入力されたときに、当該入力されたレスポンス情報に応じた従量的課金を行うための課金段階を備えていることを特徴とする請求項10乃至13の何れかに記載したインターネット広告方法。

【請求項15】 前記レスポンス情報が、前記広告情報へのクリック回数又は前記広告情報が有するフォームへの記入回数であることを特徴とする請求項10乃至13の何れかに記載したインターネット広告方法。

【請求項16】 前記広告掲載手段が、前記クリック回数又は前記フォームへの記入回数が予め設定した設定回数に到達した後に前記広告情報の掲載を停止するように構成されていることを特徴とする請求項15に記載したインターネット広告方法。

【発明の詳細な説明】

50 【0001】

【発明の属する技術分野】この発明は、インターネットを利用した広告システム及びその方法に関し、詳しくは、アクセスしたファイルが存在しない場合に、それを示すエラー画面を利用した広告システム及びその方法に関する。なお、本明細書においては、特に断らない限り、インターネットを利用した広告システムを単に「広告システム」と、インターネットを利用した広告方法を単に「広告方法」と、それぞれ呼ぶこととする。

【0002】

【従来の技術】何らかのホームページ(ウェブページ)を閲覧しようとする閲覧者は、まず、インターネットに接続された閲覧者端末を操作して閲覧しようとするホームページの識別子を指定する。ここで、指定された識別子に対応するホームページ(ファイル)が存在しない場合に、当該閲覧者端末の端末画面上にファイルの不存在を示すエラー画面が表示される。このエラー画面は、たとえば、閲覧者端末側で動作するブラウザやウェブサーバに格納されているエラー情報に基づいて表示されるようになっている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、このエラー画面は、ブラウザの種類やウェブサーバの管理者の好み等によってエラーメッセージの内容や画面の色彩が異なることはあっても、指定した識別子に対応するホームページの不存在又は識別子の指定に誤りがあったことを閲覧者に認識させるだけの無味乾燥なものでしかなかった。この点に着目した発明者は、このエラー画面を、単なるエラーメッセージの媒体としての機能させるだけでなく、閲覧者に対して新たな情報を与える媒体として利用することを思いついた。

【0004】

【課題を解決するための手段】上述した認識を持った発明者は、エラー画面を広告媒体として捉えた。そのようにすることによって、閲覧者はたまたま表示されたエラー画面上の広告から新たな情報を入手することができるからである。また、当該広告の広告主にすれば新たな広告の機会を得ることができることにもなる。本発明は、そのような観点からなされたものである。その詳しい内容については、項を改めて説明する。なお、何れかの請求項の発明を説明するに当たって行う用語の定義等は、その性質上可能な範囲において他の請求項の発明にも適用されるものとする。

【0005】請求項1に記載した発明の構成

請求項1に記載した発明に係るインターネット広告システム(以下、「請求項1のシステム」という)は、インターネットに接続された閲覧者端末と、前記閲覧者端末を操作する閲覧者(利用者)が指定した識別子(たとえば、URL(Uniform Resource Locator))に対応するファイルにアクセス不能の場合に、当該アクセス不能を示すエラー画面を当該閲覧者

端末の端末画面上に表示するためのエラー情報を、当該閲覧者端末に配信するためのエラー表示手段と、前記エラー情報に基づいて前記端末画面上にエラー画面が表示される際に、当該エラー画面上に広告を掲載するための広告情報を、当該エラー情報に含まれるリンク情報に基づく要求に応じて当該閲覧者端末に配信するための広告掲載手段(たとえば、広告情報が登録されたサーバ)と、を含むことを特徴とする。識別子に対応するファイルにアクセス不能とは、たとえば、指定した識別子に対応するホームページがそもそも不存在である場合、指定しようとする識別子に対応するホームページは存在するが当該ホームページ内に対応するドキュメントが存在しない場合、パスワードに誤りがあるためアクセスできない場合、ファイルが登録されているサーバや通信回線が故障している場合、通信回線の混雑度が許容範囲を超えている場合等がある。「エラー表示手段」としては、たとえば、閲覧者端末側で動作するブラウザを備えるハードディスクや指定された識別子を持つウェブ(www)サーバ等が一般的である。「広告情報」としては、たとえば、画像情報、文字情報、音声情報やこれらを任意に組み合わせた情報がある。

【0006】請求項1に記載した発明の作用効果

請求項1の広告システムを使用すると、閲覧者端末を操作する閲覧者が指定した識別子に対応するファイルにアクセス不能の場合に、エラー表示手段によって当該閲覧者端末にエラー情報が配信される。エラー情報を受信した閲覧者端末は、このエラー情報を解析し、端末画面上にエラー画面を表示するとともにこのエラー情報に含まれるリンク情報に基づき広告掲載手段に広告情報の転送を要求する。閲覧者端末からの要求を受けた広告掲載手段は、その要求に応じた広告情報をこの閲覧者端末に配信する。広告情報を受信した閲覧者端末は、この広告情報を解析して端末画面上に広告を掲載する。こうのようにしてエラー画面上に広告が掲載されると、エラーメッセージを伝達するための伝達媒体としての機能の他に、この広告の広告主がエラー画面を利用して閲覧者に新たな情報を提供する機能を、当該エラー画面に持たせることができる。

【0007】請求項2に記載した発明の構成

請求項2に記載した発明に係るインターネット広告システム(以下、「請求項2のシステム」という)は、請求項1のシステムの構成に限定が加わり、前記広告情報に基づく広告がインタラクティブ(双方向的又は会話的)操作可能になっており、閲覧者が操作する前記閲覧者端末によって前記広告情報上に入力されたレスポンス情報が、前記広告掲載手段及び/又は当該広告の広告主が指定する情報管理手段に送信されるように構成されていることを特徴とする。

【0008】本明細書における「広告」は、顧客を誘致するために商品や催し物などについて多くの人に知らせ

て購入や参加等を促すために行われるものに加え、たとえば、アンケート回答や懸賞応募を求めると有償無償を問わずに行われるものも含まれる。「レスポンス情報」には、たとえば、商品である物品やチケット等を購入する際の商品名とその個数、HPの閲覧者（購入者）の住所や氏名、必要に応じて認識番号（IDナンバー）等が含まれる。前記広告掲載手段「及び/又は」当該広告の広告主が指定する情報管理手段と記載したのは、レスポンス情報の送信先を広告掲載手段及び情報管理手段の両者としてもよいし、広告掲載手段又は情報管理手段の何れか一方としてもよい、という趣旨である。

【0009】請求項2に記載した発明の作用効果

請求項2のシステムを使用すると、掲載された広告を閲覧した閲覧者は、閲覧者端末を操作してレスポンス情報を当該広告上に入力することができる。入力されたレスポンス情報はインターネットを介して広告掲載手段及び/又は情報管理手段に送信され、広告掲載手段の管理者等及び/又は広告主の管理下に入る。

【0010】請求項2のシステムによれば、エラー画面に表示された広告情報上においてインタラクティブな操作ができるので、当該エラー画面上において閲覧者が商品の購入等のレスポンスを行うことができる。さらに、レスポンス情報が広告掲載手段に送信された場合は、広告掲載手段の管理者等はこのレスポンス情報を基にして広告料の額を算出したり、エラー画面の表示回数に対するレスポンス情報の入力率等を管理したりすることができる。

【0011】請求項3に記載した発明の構成

請求項3に記載した発明に係るインターネット広告システム（以下、「請求項3のシステム」という）は、請求項1又は2のシステムの構成に限定が加わり、前記広告掲載手段にはエラー情報とリンクする複数の広告情報アドレスが設けられ、前記広告掲載手段が、前記複数の広告情報アドレスの各々に同時に又は時差をもって広告情報が配信されるように構成されていることを特徴とする。

【0012】請求項3に記載した発明の作用効果

請求項3のシステムを使用すると、請求項1又は2の作用効果に加え、複数ある広告情報アドレスの各々に、同時に又は時差をもって広告情報が配信されるので、広告情報アドレスが単数の場合に比べて効率のよい広告情報の配信を行うことができる。

【0013】請求項4に記載した発明の構成

請求項4に記載した発明に係るインターネット広告システム（以下、請求項4のシステム）という）は、請求項1乃至3の何れかのシステムの構成に限定が加わり、前記広告情報が、HTTP（Hyper Text Transfer Protocol）によって配信可能なファイル形式であることを特徴とする。HTTPによって配信可能なファイル形式には、たとえば、HTML（H

yper Text Markup Language）ファイル、JAVA（登録商標）アプレットファイル、JAVAスクリプトファイル、フラッシュファイル、CGIファイル、mod_perlファイル、servletファイル、Asbファイル、PHPファイル、テキストファイル又はmidiファイル、GIFやJPEGやTIF等の画像ファイルがある。

【0014】請求項4に記載した発明の作用効果

請求項4のシステムを使用すると、請求項乃至3の何れかのシステムの作用効果と基本的に同じ作用効果が生じる。請求項1乃至3のシステムのファイルは、上記したものに限定されるものではないが、少なくともこれらのファイルを使用すれば良好な結果を得ることができる。

【0015】請求項5に記載した発明の構成

請求項5に記載した発明に係るインターネット広告システム（以下、請求項5のシステム）という）は、請求項1乃至4の何れかのシステムの構成に限定が加わり、前記広告情報が、前記広告主が操作する広告主端末から前記広告掲載手段へ配信されるように構成されていることを特徴とする。広告主端末は、これを前記した情報管理手段と別のもので構成することもできるが、これを情報管理手段と共用することもできる。

【0016】請求項5に記載した発明の作用効果

請求項5のシステムを使用すると、請求項1乃至4の何れかのシステムの作用効果に加え、広告情報を広告主端末から広告掲載手段へインターネット経由で配信することができるので、広告情報の提供を行おうとする広告主にとって、この提供を簡易迅速に行うことができる。また、この提供をインタラクティブなものとするれば、広告情報の変更や修正等を広告主端末と広告掲載手段との間で行うことができるのでたいへん便利である。

【0017】請求項6に記載した発明の構成

請求項6に記載した発明に係るインターネット広告システム（以下、請求項6のシステム）という）は、請求項2乃至5の何れかのシステムの構成に限定が加わり、前記レスポンス情報が入力されたときに、当該入力されたレスポンス情報に応じた従量的課金を行うための課金手段を含むことを特徴とする。ここで、「レスポンス情報に応じた従量的課金」には、たとえば、レスポンス情報の入力回数やレスポンス情報が入力された結果販売された商品等の販売額等に比例して課金する場合や、予め定めた数（量）に入力されたレスポンス情報の数（量）が到達したときに予め定めた額が課金される場合等が含まれる。

【0018】請求項6に記載した発明の作用効果

請求項6のシステムを使用すると、請求項2乃至5の何れかのシステムの作用効果に加え、特に広告主の立場から見た場合に、広告効果に応じた広告料金を支払えば足りる、という作用効果が生じる。これは、広告主にとって、投資した広告対価に見合った広告効果を期待するこ

とができるので、対価効率のよい広告媒体を得たことになる。

【0019】請求項7に記載した発明の構成

請求項7に記載した発明に係るインターネット広告システム（以下、請求項7のシステム）というは、請求項2乃至5の何れかのシステムの構成に限定が加わり、前記レスポンス情報が、前記広告情報へのクリック回数又は前記広告情報が有するフォームへの記入回数であることを特徴とする。

【0020】請求項7に記載した発明の作用効果

請求項7のシステムを使用すると、請求項2乃至5の何れかのシステムの作用効果に加え、クリック回数又はフォーム記入回数に応じて広告主に課金される。これを特に広告主の立場に立った場合に、広告に対して閲覧者が何らかの行動をとった場合に、その回数に応じた広告料金を支払えば足りるので広告の対価効率を極めてよくすることができる。

【0021】請求項8に記載した発明の構成

請求項8に記載した発明に係るインターネット広告システム（以下、「請求項8の広告システム」という）は、請求項7の広告システムの構成に限定が加わり、前記広告掲載手段が、前記クリック回数又は前記フォームへの記入回数が予め設定した設定回数に到達した後に前記広告の掲載を停止するように構成されていることを特徴とする。

【0022】請求項8に記載した発明の作用効果

請求項8のシステムを使用すると、請求項7のシステムの作用効果に加え、設定回数にクリック回数又はフォーム記入回数が到達したときに、広告掲載手段は広告掲載を停止する。広告掲載を停止するという事は、設定回数に到達しない限り広告掲載を継続するという事である。したがって、広告情報を閲覧してもクリックやフォーム記入を行わなかった閲覧者も存在するであろうが、クリック回数又はフォーム記入回数が設定回数に到達することによって少なくとも当該設定回数と等しい数の閲覧者によって当該広告情報が閲覧されたことになる。したがって、当該広告情報の広告主にとって投資対価に見合った広告効果が期待できる。

【0023】請求項9に記載した発明の構成

請求項9に記載した発明に係るインターネット広告方法（以下、「請求項9の広告方法」という）は、インターネットに接続された閲覧者端末を操作する閲覧者が指定した識別子に対応するファイルにアクセス不能の場合に、当該アクセス不能を示すエラー画面を当該閲覧者端末の端末画面上に表示するためのエラー情報を、当該閲覧者端末に配信するためのエラー表示段階と、前記エラー情報に基づいて前記端末画面上にエラー画面が表示される際に、当該エラー画面上に広告を掲載するための広告情報を、当該エラー情報に含まれるリンク情報に基づく要求に応じて当該閲覧者端末に配信する広告掲載段階

と、を含むことを特徴とする。

【0024】請求項9に記載した発明の作用効果

請求項9の広告方法を使用すると、閲覧者端末を操作する閲覧者が指定した識別子に対応するファイルにアクセス不能の場合に、エラー表示手段によって当該閲覧者端末にエラー情報が配信される。エラー情報を受信した閲覧者端末は、このエラー情報を解析し、端末画面上にエラー画面を表示するとともにこのエラー情報に含まれるリンク情報に基づき広告掲載手段に広告情報の転送を要求する。閲覧者端末からの要求を受けた広告掲載手段は、その要求に応じた広告情報をこの閲覧者端末に配信する。広告情報を受信した閲覧者端末は、この広告情報を解析して端末画面上に広告を掲載する。こうのようにしてエラー画面上に広告が掲載されると、エラーメッセージを伝達するための伝達媒体としての機能の他に、この広告の広告主がエラー画面を利用して閲覧者に新たな情報を提供する機能を、当該エラー画面に持たせることができる。

【0025】請求項10に記載した発明の構成

20 請求項10に記載した発明に係るインターネット広告方法（以下、請求項10の広告方法）というは、請求項9の広告方法の構成に限定が加わり、前記広告情報に基づく広告がインタラクティブ操作可能になっており、閲覧者が操作する前記閲覧者端末によって前記広告情報上に入力されたレスポンス情報を、前記広告掲載手段及び/又は当該広告の広告主が指定する情報管理手段に送信するためのレスポンス段階を、備えていることを特徴とする。レスポンス情報の送信先は、広告掲載手段と情報管理手段の両者でもよいし、何れか一方だけでもよい。

30 【0026】請求項10に記載した発明の作用効果

請求項10の広告方法を使用すると、請求項9の広告方法の作用効果に加え、広告掲載手段によって掲載された広告情報を閲覧した閲覧者は、閲覧者端末を操作してレスポンス情報を当該広告上に入力することができる。こうして入力されたレスポンス情報はインターネットを介して広告掲載手段及び/又は情報管理手段に送信され、広告掲載手段の管理者等及び/又は広告主の管理下に入る。

【0027】請求項11に記載した発明の構成

40 請求項11に記載した発明に係るインターネット広告方法（以下、請求項11の広告方法）というは、請求項9又は10の広告方法の構成に限定が加わり、前記広告掲載手段にはエラー情報とリンクする複数の広告情報アドレスが設けられており、前記広告掲載手段が、前記複数の広告情報アドレスの各々に同時に又は時差をもって広告情報が配信される段階を備えていることを特徴とする。

【0028】請求項11に記載した発明の作用効果

50 請求項11の広告方法を使用すると、請求項9又は10の広告方法の作用効果に加え、複数ある広告情報アドレ

スの各々に、同時に又は時差をもって広告情報が配信されるので、広告情報アドレスが単数の場合に比べて効率のよい広告情報の配信を行うことができる。

【0029】請求項12に記載した発明の構成

請求項12に記載した発明に係るインターネット広告方法(以下、請求項12の広告方法)というは、請求項9乃至11の何れかの広告方法の構成に限定が加わり、前記広告情報が、HTTP(Hyper Text Transfer Protocol)によって配信可能なファイル形式であることを特徴とする。HTTPによって配信可能なファイル形式については、請求項4のシステムの説明欄で述べた通りである。

【0030】請求項12に記載した発明の作用効果

請求項12の広告方法を使用すると、請求項9乃至11の何れかの広告方法の作用効果と基本的に同じ作用効果が生じる。請求項12の広告方法のファイルは、上記したものに限定されるものではないが、少なくともこれらのファイルを使用すれば良好な結果を得ることができる。

【0031】請求項13に記載した発明の構成

請求項13に記載した発明に係るインターネット広告方法(以下、請求項13の広告方法)というは、請求項9乃至12の何れかの広告方法の構成に限定が加わり、前記広告情報が、前記広告主が操作する広告主端末から配前記広告掲載手段へ配信される段階を備えていることを特徴とする。

【0032】請求項13に記載した発明の作用効果

請求項13の広告方法を使用すると、請求項9乃至12の何れかの広告方法の作用効果に加え、広告情報を広告主端末からインターネット経由で広告掲載手段へ配信することができるので、広告情報の提供を行おうとする広告主にとって、その提供を簡易迅速に行うことができる。また、この提供をインタラクティブなものとすることによって、広告情報の変更や修正等を広告主端末と広告掲載手段間で行うことができる。

【0033】請求項14に記載した発明の構成

請求項14に記載した発明に係るインターネット広告方法(以下、請求項14の広告方法)というは、請求項10乃至13の何れかの広告方法の構成に限定が加わり、前記レスポンス情報が入力されたときに、当該入力されたレスポンス情報に応じた従量的課金を行う段階を備えていることを特徴とする。ここで、「レスポンス情報に応じた従量的課金」には、たとえば、レスポンス情報の入力回数やレスポンス情報が入力された結果販売された商品等の販売額等に比例して課金する場合や、予め定めた数(量)に入力されたレスポンス情報の数(量)が到達したときに予め定めた額が課金される場合等が含まれる。

【0034】請求項14に記載した発明の作用効果

請求項14の広告方法を使用すると、請求項10乃至1

3の何れかの広告方法の作用効果に加え、特に広告主の立場から見た場合に、広告効果に応じた広告料金を支払えば足りる、という作用効果が生じる。これは、広告主にとって、投資した広告対価に見合った広告効果を期待することができるので、対価効率のよい広告媒体を得たことになる。

【0035】請求項15に記載した発明の構成

請求項15に記載した発明に係るインターネット広告方法(以下、「請求項15の広告方法」という)は、請求項10乃至13の何れかの広告方法の構成に限定が加わり、前記レスポンス情報が、前記広告情報へのクリック回数又は前記広告が有するフォームへの記入回数であることを特徴とする。

【0036】請求項15に記載した発明の作用効果

請求項15のシステムを使用すると、請求項10乃至13の何れかのシステムの作用効果に加え、クリック回数又はフォーム記入回数に応じて広告主に課金することができる。これを特に広告主の立場に立った場合に、掲載された広告情報に対して閲覧者が何らかの行動をとった場合に、その回数に比例して広告料金を支払えば足りるので極めて対価効率のよい広告の掲載となる。

【0037】請求項16に記載した発明の構成

請求項16に記載した発明に係るインターネット広告方法(以下、「請求項16の広告方法」という)は、請求項15の広告方法の構成に限定が加わり、前記広告掲載手段が、前記クリック回数又は前記フォームへの記入回数が予め設定した設定回数に到達した後に前記広告の掲載を停止するように構成されていることを特徴とする。

【0038】請求項16に記載した発明の作用効果

請求項16の広告方法を使用すると、請求項15の広告方法の作用効果に加え、設定回数にクリック回数又はフォーム記入回数が到達したときに広告掲載が停止される、という作用効果が生じる。広告掲載が停止されるということは、設定回数に到達しない限り広告掲載が継続されるということである。したがって、閲覧してもクリックやフォーム記入を行わなかった閲覧者も存在するであろうが、クリック回数又はフォーム記入回数が設定回数に到達することによって少なくとも設定回数と等しい数の閲覧者によって当該広告が閲覧されたことになる。このように、当該広告の広告主にとって投資対価に見合った広告効果が期待できる。

【0039】

【発明の実施の形態】次に、各図を参照しながら、本発明の実施の形態(以下、「本実施形態」という)について説明する。図1は広告システムの構成を示す概念図であり、図2は広告データベースの内容を示す図表である。図3は媒体データベースの内容を示す図表であり、図4は広告が掲載されたエラー画面を示す図である。

【0040】広告システムの構成

図1を参照しながら、本実施形態における広告システム

の構成について説明する。広告システム1は、ホームページ(ウェブページ)を公開するためのウェブサーバ群3と、広告主から提供された広告情報を配信するための広告サーバ(広告掲載手段)4と、閲覧者が操作する端末群101, 103, 105, 107...と、これらが経路制御装置と電話回線を経由して接続されるインターネットNと、を備えている。符号8は、広告主が閲覧者から送信されるレスポンス情報等を管理するための広告主サーバ(情報管理手段)を示している。なお、広告システム1を構成するためのウェブサーバは少なくとも1台あれば足りるが、本実施形態では複数台が設置されている。

【0041】ウェブサーバの構成

ウェブサーバ3は、WWW(World Wide Web)サーバとも呼ばれ、HTMLで記述されたドキュメントと識別子であるURL(Uniform Resource Locator)とによってインターネットN上にホームページ(HP)を公開できるようになっている。各ウェブサーバ3のハードディスク(図示を省略する)には、閲覧者が指定したURLに対応するドキュメント(ファイル)が存在しない際に、そのドキュメントの不存在を示すエラー情報が登録されており、閲覧者端末101, 103, . . .からの要求に応じて各ウェブサーバ3はそのエラー情報を送信するように構成されている。本実施形態では、このウェブサーバ3がエラー表示手段に該当する。なお、たとえば、パスワードに誤りがあるためウェブサーバ3にアクセスできない場合、ファイルが登録されているサーバや通信回線が故障している場合、通信回線の混雑度が許容範囲を超えている場合には、ウェブサーバ3にアクセスできないわけであるから、この場合は、閲覧者端末101, 103, . . .のブラウザがエラー表示手段に該当する。

【0042】広告サーバの構成

広告サーバ4は、広告を管理するための広告データベース(広告DB)5と、広告媒体となるエラー情報を備えるHPを管理するための媒体データベース(媒体DB)6と、を備え、広告DB5内に管理されている広告情報(広告ファイル)群を、インターネットNを介して閲覧者端末101, 103, . . .からの要求に応じて配信するようになっている。本実施形態の広告サーバ4には、エラー情報とリンクする複数の広告情報アドレスが設けられており、これらの広告情報アドレスの各々に同時に又は時差をもって広告情報が配信されるようになっている。さらに、広告サーバ4は、後述するように課金手段としての役割をも担っている。

【0043】本実施形態における広告ファイルにおいては、HTMLファイルとCGI(Common Gateway Interface)とを併用することにより構成しているが、このHTMLファイルの代わりに、たとえば、JAVAアプレットファイル、JAVAス

リプトファイル、フラッシュファイル、CGIファイル、mod_perlファイル、servletファイル、Asbファイル、PHPファイル、テキストファイル又はmidiファイル、GIFやJPEGやTIF等の画像ファイルを用いることもできる。

【0044】こうして配信された各々の広告ファイルは、広告媒体となるエラー画面上に規則的又はランダムに表示されたり、あるいは、閲覧者の属性や動向等に応じて表示されたりするようになっている。広告DB5と媒体DB6とは、広告サーバ4のハードディスク(図示を省略する)に登録されたRDBMS(リレーショナルデータベース管理システム)7によって管理されるようになっている。

【0045】広告DBの内容

図2を参照しながら、広告DB5の内容について説明する。広告DB5には、広告情報(たとえば、新型ゲーム機)と広告主(たとえば、電気)とが関連づけて格納され、各広告情報には広告IDすなわち識別番号(たとえば、A001)が付与されている。本実施形態では、当該広告情報がクリックされた回数及び後述するフォーム記入回数も併せて管理されるようになっている。クリック回数や記入回数は、RDBMS7が有するトランザクション機能の作用によって行われるようになっている。

【0046】媒体DBの内容

図3を参照しながら、媒体DB6の内容について説明する。媒体DB6には、広告媒体となるエラー情報(エラー画面)と広告媒体DB5の広告ID(たとえば、M001)とが関連付けて登録され、各エラー情報には媒体ID(たとえば、M001)すなわち識別符号が付与されている。クリック数とフォーム記入回数についても媒体ID毎に管理されるようになっている。クリック回数やフォーム記入回数は、RDBMS7が有するトランザクション機能の作用によって行われるようになっている。

【0047】広告システムの動作

図1乃至4を参照しながら、広告システム1の動作について説明する。まず、閲覧者は、たとえば閲覧者端末101のブラウザ(browser)を起動し、希望するHPのURLを指定すると、閲覧者端末101は、この指定されたURLを持つウェブサーバ3に対してHTMLなどの情報の転送を要求する。この要求を受けたウェブサーバ3は、HPのHTMLファイルが格納されているファイルからそのHTMLファイルを読み込み、これを閲覧者端末101に転送する。これが、HPを公開する際の通常の流れである。しかし、要求されたHPが存在しない場合、すなわち、指定されたURLに間違いがあった場合は、次のように作動する。

【0048】ここで、指定されるべきURLの構成が、たとえば、「http://www. . . co. jp / homepage / index . htm」である

とする。上記閲覧者はDNS (Domain Name System)である「 . 」は正しく指定したが、ディレクトリである「home page」を間違えて「home - page」と指定し「 - (ハイフン)」を余分に入力してしまった。当該URLを有するHPには、「home - page」なるディレクトリが存在ないので、ウェブサーバ3は、そのディレクトリ不存在を示すためのエラー情報 (HTMLファイル)を閲覧者端末101に転送する。このエラー情報には、広告サーバ4に登録されている広告情報群のURL (広告URL)がリンク情報として含まれている。

【0049】ウェブサーバ3からエラー情報を得た閲覧者端末101は、これを解析し表示部分であるエラー画面を閲覧者端末101の画面に表示する (図4参照)。この表示されたエラー画面が、広告媒体となるわけである。このエラー画面表示とともに、閲覧者端末101は、エラー情報に存在するリンク情報である広告情報を広告サーバ4に対して転送要求する。また、広告情報の他に存在する画像などのリンク情報があるときには、これらをウェブサーバ3に対して転送するように要求する。広告情報の転送要求を受けた広告サーバ4は、その要求に応じた広告情報の情報ファイルを要求元である閲覧者端末101に配信する。

【0050】広告情報 (たとえば、HTMLファイル)を受信した閲覧者端末は、これを解析してエラー画面上に広告17を掲載する。また、閲覧者端末101は広告情報が含むリンク情報に基づき広告サーバ4にCGIの起動を要求し、これによって、閲覧者端末101を閲覧者操作することによって広告上に入力されるレスポンス情報をもとにHTMLドキュメントを生成し広告サーバ (広告掲載手段)4及び広告主サーバ (情報管理手段)8へ送信できるように待機する。この時点で、エラー画面上には、エラー画面本来の記事であるエラーメッセージと広告スペース15内に表示された広告17とが掲載されている。

【0051】広告17の内容は、広告データベース5内に登録されている広告IDがA001~A00Nによって特定される広告ファイルが一定期間毎に切り替えられるようになっている。この一定期間としては、15~180秒程度が一般的であるが、たとえば、5秒~300秒程度に設定することができる。この切り替えは、本実施形態のように定期的に行うこともできるが、ランダムに行うこともできる。さらに、過去の実績から統計的手法によって算出したデータ (たとえば、DNSとの関連の度合い)等に基づいて行うこともできる。

【0052】すなわち、図4に示されたエラー画面が、たとえば、媒体IDをM001 (図3参照)とする場合に、広告IDがA001の「○電気」を広告主とする「新型ゲーム機」が掲載される。

【0053】ここで、フォーム記入について説明する。

本明細書において「フォーム」とは、閲覧者がエラー画面上に掲載された広告スペース内に何らかの情報を入力するための欄が設けられている場合に、この情報入力欄のことをいう。このフォームを、図4に基づいて説明すると、符号19及び符号20が、本実施形態におけるフォームに該当する。すなわち、フォーム19は、閲覧者が書籍名欄18に掲載された書籍を購入しようとする際に、自分の氏名やクレジットカードの番号等のレスポンス情報を入力するための入力欄であり、フォーム20は、フォーム19に入力した事項を確認して最終の意思表示をするための入力欄である。フォーム19においてはキーボード (図示を省略する)を操作することにより、また、フォーム20においては「購入」又は「取消」の該当部分にカーソルを合わせてマウス (図示を省略する)をクリックすることにより、それぞれレスポンス情報を入力できるようになっている。こうして閲覧者によって入力されたレスポンス情報は、CGIを介してRDBMS7 (広告サーバ4)及び広告主サーバ8に転送される。

【0054】レスポンス情報を受けた広告サーバ4は、これに基づいて広告DB5及び媒体DB6の各フォーム記入数 (図2,3参照)に1をそれぞれ加算する。また、レスポンス情報を受けた広告主サーバ8は、そのデータベース (図示を省略する)にレスポンス情報の内容を登録して広告主の管理に貢献する。このレスポンス情報を管理する広告主は、そのレスポンス内容に応じて、たとえば、閲覧者が購入した商品等 (上記例の場合の書籍)を請求書とともに発送したり、また、閲覧者が寄せたアンケート結果を集計分析したりすることができる。

【0055】また、本実施形態では、図4に示す書籍名欄18に広告主である「 出版社」のHPにリンクが張られており、閲覧者が書籍名欄18の該当箇所にカーソルを合わせてマウスをクリックすることにより、 出版社のHPにジャンプできるようにもなっている。このジャンプがあった事実も、閲覧者のレスポンス情報として広告サーバ4及び広告主サーバ8に送信され、それぞれにおいて管理されるようになっている。フォーム記入数とともにクリック数を管理することによって広告主は、フォーム記入数とクリック数との関係、異なるエラー画面におけるフォーム記入数やクリック数相互間の関連性等を把握することができる。

【0056】課金システムの動作

図1及び4を参照しながら、本実施形態における課金システム (課金手段)について説明する。前述したように、本実施形態における広告サーバ4は、課金システムとしての役割をも果たしている。本実施形態においては、レスポンス情報の入力1回につき課金額を定めおきその入力回数に比例して課金する方法 (以下、「比例課金方法」という)と、予め定めた回数にレスポンス情報の入力回数が到達するまで当該広告を掲載しておき、

その到達によって所定金額を（事前又は事後に）課金する方法（以下、「請負課金方法」という）の2種類を選択採用できるようになっている。

【0057】まず、比例課金方法について、具体的に説明する。広告サーバ4は、広告スペース15のフォーム18及びフォーム19にレスポンス情報が入力されたときに、このレスポンス情報の入力回数に所定金額を乗じた額を広告料として算出し広告主サーバ8にインターネットNを介して送信する。たとえば、1回のフォーム記入に対して500円と設定した場合、〇〇電気の広告のフォーム記入数は50回であるから、広告金額は50に200を乗じた額、すなわち、1万円ということになる。このように本実施形態ではレスポンス情報としてフォーム記入数を対象とし、このフォーム記入数に従量的に課金するシステムを採用したが、このフォーム記入数の代わりに、広告主のHPへのジャンプの回数、すなわち、広告が閲覧者によって広告の該当箇所がクリックされる回数等を用いてもよい。

【0058】次に、請負課金方法について、具体的に説明する。請負課金方法の場合は、まず、目標となる設定回数を予め設定する。この設定回数が達成されると、広告サーバ4のRDBMS7はウェブサーバ3への広告情報の配信を中止して広告掲載を停止するようになっている。たとえば、広告IDがA002の化粧品が新製品を発売するのでその広告のために本広告システム1を採用したと想定する。設定回数を「2,000」とすると、この「2,000」に到達するまで当該広告をエラー画面上に掲載しておき、到達した時点で掲載を中止する。

【0059】請負課金方法を採用した場合には、先に説明した比例課金方法と同様に広告サーバ4を介して電子決済を行うように構成してもよいが、この課金は広告主*

*と広告者との間で広告システム1外で決済されるように構成してもよい。たとえば、広告主と広告者との間で銀行振込等により決済を完了させた後に、当該広告主の広告をHPに掲載するようにしてもよい。なお、比例課金方法を採用するか、請負課金方法を採用するかは、広告主と広告者との間の取り決めによる。

【0060】

【発明の効果】本発明に係る広告システム及び広告方法を使用すると、これまで無味乾燥であったエラー画面を、単なるエラーメッセージの媒体としての機能させるだけでなく、閲覧者に対して新たな情報を与える媒体として利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 広告システムの構成を示す概念図である。

【図2】 広告データベースの内容を示す図表である。

【図3】 媒体データベースの内容を示す図表である。

【図4】 広告が掲載されたエラー画面を示す図である。

【符号の説明】

- 1 広告システム
- 3 ウェブサーバ
- 4 広告サーバ（広告掲載手段）
- 5 広告データベース
- 6 媒体データベース
- 7 RDBMS（リレーションデータベース管理システム）
- 8 広告主サーバ（情報管理手段）
- 101 閲覧者端末
- 103 閲覧者端末
- 105 閲覧者端末
- 107 閲覧者端末

【図2】

【図3】

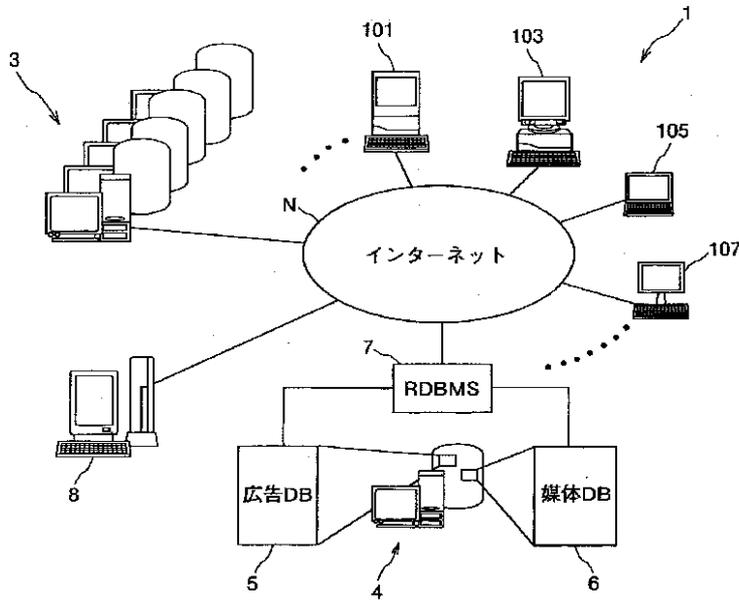
広告データベース

広告ID	広告主企業	広告情報	クリック数	フォーム記入数
A001	〇〇電気	新型ゲーム機	5,000	50
A002	□□化粧品	新製品発売	15,000	2,000
A003	△△証券	金融商品情報	20,000	30
A004	◎◎ハウス	新築情報	2,000	10
A005	■■地所	ビルテナント情報	300	25
A006	▲▲生命	保険情報	150	15
.
.
A00N

媒体データベース

媒体ID	媒体情報	クリック数	フォーム記入数
M001	〇〇〇〇	80	10
M002	□□□	10	5
M003	△△△△	100	40
M004	◎◎◎	35	20
.	.	.	.
.	.	.	.
M00n	.	.	.

【図1】



【図4】

